

## 試験研究用のビス（トリプチルスズ）＝オキシンドの輸入の 事前確認制移行について

### 輸入注意事項元第30号（元.12.27）

改正①輸入注意事項11第 36号（11. 7. 21）②輸入注意事項12第123号（12.12. 26）

平成元年12月27日付け通商産業省告示第679号（輸入公表の一部を改正する告示）により、上記貨物の輸入は平成2年1月6日以降の当該貨物の輸入に移行することになりました。このため、平成2年1月6日以降の当該貨物の輸入については、平成2年1月5日までに関税法第67条の規定による輸入申告書又は同法第52条第1項の規定による倉入承認申請書若しくは同法第62条において準用する同法第52条第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は確認書がないと輸入できませんので、別途昭和54年8月15日付け輸入注意事項54第16号に定める手続により経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室で確認を受けてください。①②